

(公 印 省 略) 地福第834-19号 令和7年11月4日

桐 生 市 長 様 (福祉課)

群馬県知事 山本 一太 (地域福祉課)

令和7年度厚生労働省生活保護法施行事務監査(確認監査)の結果に対する是正改善措置について(通知)

令和7年7月23日(水)から25日(金)まで実施された標記監査の結果について、別添のとおり厚生労働省社会・援護局長から通知がありました。

つきましては、監査時に各監査官が指示した事項にも留意のうえ、所要の是正 又は改善の措置を講ずるとともに、その結果を<u>令和7年12月15日(月)まで</u> に地域福祉課へ報告してください。(書面1部及びメールによりデータを提出) なお、改善報告は任意様式により行ってください。

事務担当:健康福祉部福祉局地域福祉課

保護係 橋本

電 話:027-226-2521

E-MAIL:hashimoto-ka@pref.gunma.lg.jp



群馬県知事殿



令和7年度生活保護法施行事務監査(確認監査)の結果について(通知)

先般、貴県について標記監査を実施したが、その結果は次のとおりであるので、現地で係官が指示した事項も併せ留意の上、所要の是正又は改善(以下「是正等」という。)の措置を講ずるとともに、その結果を令和8年1月6日までに具体的に報告されたい。

なお、当該是正等の措置は生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第23条、当該報告は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4に基づくものである。

1 桐生市福祉事務所に対する指導の徹底について

今回、監査を実施した桐生市福祉事務所の問題点は、別紙1及び別紙2のとおりである。

ついては、桐生市福祉事務所に対し、当該問題点の是正等について、継続的な指導 を行うとともに、その結果を報告させること。

また、別紙2のケース別問題点に係る是正等の結果については、別紙2及び別紙3 の様式により報告すること。

2 実効性のある指導監査の実施について

今回の監査において、令和6年度生活保護法施行事務監査(一般監査)の是正改善

状況を確認したところ、実施方針、事項別検討等の様式の見直しを行い、個別ケース 検討を行うようにする等、実効性のあるものになっていることが認められた。

この是正改善に向けた取組を確実に行い、実効性のある指導監査を実施するに当たり、適切な指導を行う体制を構築し、実施機関の組織的課題や問題点を的確に事実認定した上で指導助言を行うため、指導監査の実施方法の改善を引き続き図っていく必要がある。

ついては、令和7年6月9日に報告があった「令和6年度生活保護法施行事務監査 の結果に対する是正改善措置状況について(報告)」で取り組むこととされている事項 について、これから行う指導監査の中で更なる改善を図るとともに、着実に実施する こと。

桐生市福祉事務所について

今回の監査において、「令和6年度生活保護法施行事務監査(一般監査)の是正改善状況」を確認したところ、「面接相談」、「「辞退届」の提出による廃止」、「実施方針及び事業計画の策定」について、現業経験のある面接相談員の配置、面接相談時の会話録音の開始、「辞退届対応マニュアル」による対応の徹底、実効性のある実施方針及び事業計画の策定等の取組が行われていることを確認した。

一方、面接相談時の会話録音はするものの、録音データを活用した状況確認の徹底や一時扶助についての通知を発送した後の説明、確認が不十分である等、指摘された事項に関する一歩踏み込んだ是正改善が図られておらず、以下のとおり、課題が認められたことから、引き続き要保護者の権利擁護を徹底するとともに、組織として計画的に是正又は改善の措置を講ずるように求める。

査察指導機能の充実強化及び組織的運営管理体制の推進について

今回の監査において、「就労支援相談員、保健師が配属されたが専門性を生かした業務の進行方法の検討が不十分」、「査察指導台帳は新たに整備しているが、求職活動状況申告書の徴取状況、申告書の1年以内の徴取、援助方針の見直し等についての管理が不十分」、「文書管理ボックスはあるが、管理方法が検討されていない」、「面接を録音するようにしたが、録音を生かした状況確認の方法が確立されていない」、「ケース診断会議録の記載が不十分」、「自動車の認否について検討が不十分、ケース診断会議に諮る等組織的な検討が行われていない」等、適正な保護の決定実施のための基本的事項に課題が認められ、これらの組織的な進行管理にも課題が認められた。

これらのことを改善するためには、実施機関で把握している課題や外部からの意見も 含めて業務の進め方や生活保護の決定状況について客観的に検証・評価を行い、査察指導 員による進行管理、管理職である所長、参事及び課長による実情の把握や組織的な運営管 理を適切に行っていく必要がある。

ついては、現業事務の進行管理を適切に行うため、統一した進行管理方法を確立する

など査察指導機能の充実強化を図るとともに、次の点に留意の上、適正な保護の決定 実施のための具体的な改善策を講じること。

- ア 査察指導員は、査察指導台帳及び各種補助簿を有効に活用し、現業事務の進行管理 とともに、現業員に対する適時適切な指示を行い、併せてその内容について記録し、 事後の措置状況の確認を確実に行うこと。
- イ 所長等の管理職は、外部からの意見、今回の監査で是正改善が必要とされた課題及び問題点について、その要因をあらゆる方向から分析し、同様の指摘等を繰り返さないための根本的な改善に向け、①査察指導員の現業員に対する指導状況及び現業員の現業事務実施状況等、実施機関全体の運営状況及び問題点について十分に把握・分析を行い、②外部研修や会議等に積極的に出席し、他の実施機関における運営状況を確認するなど問題点を客観的に検証のうえ、③問題点ごとに早急に改善すること、中長期的に改善するべきことに分類し、④改善のために職階ごとの職責、役割分担を明確にした上で、組織的な運営管理による計画的な改善に向けた検討を行い、実施すること。
- ウ 生活保護制度の適正実施にあたり慎重な検討を要する事項等については、ケース診断会議において権利擁護について徹底の上、組織的な検討を十分に行い、検討経過、 結果等について記録するなど、検討した内容を明確にすること。

なお、ケース診断会議については、状況に応じて個人情報に配慮した上で関係者等 の出席を求めることを検討すること。

別紙2

ケース 番 号	指	問 題 摘 内	点 容	指摘番号	是	正改	善措	置	状 況		追 加 報 告 依 頼 事 項	是正改善状況確認	是正改善措置状況(確認監査後)
(暴力団関	係ケース)												
	医師の診断等もれた判断して、世帯援助方針を策定す	帯の課題に応		1	主)は定期的に調査では軽労債去の経歴等を設ケース診断会記したため、本たい療養専念する	可能との いまえ、☆ も も も も も も も も も も も も も も ま え し き も も も も も も も も も も も も も も も も も も	の回答があ 令和7年3月 た。その結: 助方針は引	った。し 3日、稼 果、稼働 き続き主	かし、主)の 働能力につい 動能力なしと料 生治医の指示の	の過 いて 判断		ウナりていることな迹図した	主)は定期的に医療機関を受診しており、主治医への病状調査では軽労働可能との回答があった。しかし、主)の過去の経歴等を踏まえ、令和7年3月3日、稼働能力についてケース診断会議に諮った。その結果、稼働能力なしと判断したため、本世帯の援助方針は引き続き主治医の指示に従い療養専念するよう支援していくこととなった。
	収入申告書を少れ取すること。	なくとも12	か月ごとに徴	7-⊐	5月26日、ヨ					·を行	なぜ電話連絡が5/26になったのか。 (監査は2月)	担当が今年度からであり、なぜ連絡が 遅れたか詳細は不明であるが、年度末 で業務多忙であったことが要因と思わ れるとのこと。	5月26日、主)に電話連絡をし、収入及び資産申告を行うよう伝えたところ、6月4日に提出された。

別紙2

	98 85 L		T.							I
ケース 番 号	問題 点 指摘内容	指摘番号	是 正	E 改	善措	置 状	況	追加報告依頼事項	是正改善状況確認	是正改善措置状況(確認監査後)
(新規開始	ケース)									
	主の資産申告書について、少なくとも12 か月ごとに徴取すること。	3 - ア	令和6年1月3 た後、令和6年 告書を徴収して いることを確認	9月3日 おり、そ	の主宅訪問	時に当年原	度分として申		令和6年9月3日の訪問記録で資産申告書を収受した旨の記録を確認。現物もナース記録に綴られていることを確認。	令和6年1月31日の保護申請受理時 に資産申告を徴収した後、令和6年9 月3日の主宅訪問時に当年度分として 申告書を徴収しており、その旨ケース 記録の記載がなされていることを確認 した。
	主の受診に関する支援方法をケース診断会 議に諮る等により組織的に検討し、具体的 な援助方針を策定すること。	1	令和 7 年 2 月 2 を行い、健康の い、その結果に か判断していく	維持管理 より療養	及び必要に	応じた医療	療受診を行	まかいないがにいて、 う対応していくか(しないなら就労指導として対応するのか、検診命令対応するのか、検診命会議に諮った上で決定し、それに基づいた指導を行っていくようにといった指摘なので内容が不十分です。	ケース診断会議を実施し、組織的に方 針を決定するよう助言。	
	主について、就労可能なため、収入申告書 を毎月徴取すること。	7 - ⊐	令和7年5月1 動状況・収入申 徴取はできてい を行うこととし	告書を提ない。今	出するよう	指導したた	が、申告書の	方針が定まっていない状況で、口頭指導するのはどうかと思います。	ケース診断会議での検討を踏まえ、「是正改善措置状況」の内容を修正するよう指示。今の方針が定まっていない状況で口頭指導厳しいのではないかと助言。	
	主に対し、求職活動状況申告書を毎月提出 させ、面談等を通じてその状況の把握や必 要な助言指導を行うこと。	10-テ	令和7年5月1 動状況・収入申 書の徴取はでき 指導を行うこと	告書を毎ていない。	月提出する	よう指導し	したが、申告	方針が定まっていない状況で、口頭指導するのはどうかと思います。		
	自動車保有の認否を再検討すること。	3 - ア	令和7年5月2 車保有の認否に たところ、保護 見込みが無いた	ついてケ 開始から	ース診断会 一年以上経	議に諮り再 った現在も	再検討を行っ も保護脱却の	自動車保有台帳上、処分保留のままになっていますが、どのように指導しているのでしょうか。	令和7年5月29日にケース診断会議を実施し、処分指導を行うことを決定。主と関わりのある社協には処分指導となったことを伝えている。7月訪問の際に処分指導を行う予定。担当は台帳が保留のままであることは承知しておらず、これから見直すとのこと。	

別紙2

ケース 番 号	問題点 指摘内容	指摘番号	是 正 改 善措 置 状 況	追加報告依頼事項	是正改善状況確認	是正改善措置状況(確認監査後)
	相 桐 内 各 世帯の課題に応じた具体的な援助方針を策定すること。	1 1	令和7年5月15日、本世帯の援助方針の策定を以下のとおり見直した。 ・本世帯は母子世帯であり、次女)が幼児、主)は精神面での体調不良を訴えているため、月1回の保健師訪問による体調確認及び訪問看護・ヘルパー利用の検討・孤立防止の支援をしていく ・主)は病状調査の結果、就労の見込みが立たないとの回答を得ているが、就労意欲があるため、主治医と連携しながら二女)の通園状況に応じた就労支援を行っていく		援助方針の見直しは行われていたが、 二女に対する援助方針が策定されてい ない。策定のうえ、「是正改善措置状 況」を修正するよう指示。	
	管内に居住する二女の父について、その職業、収入等を主その他から聴取する等の方法により、扶養の可能性を調査すること。その結果、扶養義務履行が期待できると判断された場合で、直接照会することが適当な場合は、実地により扶養能力調査を行うこと。	4	令和7年4月2日、主)に対し、面談で次女の父)の所在を確認したところ、以下のとおりであった。 ・住所は主)の居住地にあり、戸籍等で調査できない・主)からLINEや電話で連絡を取っているが、繋がらない。主)は夫(次女の父)と繋がりがなく、連絡を取る手段がない。 その後、福祉事務所で次女の父)の住所が変わっていないことを確認。現状では連絡が取れないものの、扶養義務履行が期待できない者と判断できないため、今後も引き続き機会を捉え、状況の把握に努めていく。	・離婚手続はどうなっているのでしょうか。 ・夫について課税調査を行っているのでしょうか。 ・捜索願は出しているのでしょうか。	・離婚手続き 弁護士に相談しているが、元夫の居場所がわからないため、手続きが進んでいない。主がDVの加 接索願 出していない。主がDVの加 持索願 出きないと思われるとのこと。・元夫の課税調査について課税調査について課税調査について課税調査に大きに生活保持義務関係のにあり、重点的扶養義務者に該当るため、課税調査を実施することを助言。このことを踏まえて「是正改善措置状況」を修正するよう指示。	
	母子加算の誤認定を是正すること。	6 <i>-</i> 2	保護申請時の主)への聞き取りにより、夫が令和6年5月頃に失踪したことは分かっていたが、局7-2コ(イ)コ(イ)Cの部分を見落としており、誤って母子加算を認定していたため、1年経過するまでの間である令和6年6月から令和7年5月の母子加算を削除することとした。ま	は対象外と思われますが、基本的に遺	母子加算の計上可否を再検討するよう助言。(捜索願も出していない中で行方不明といえるか、元夫が子を遺棄しているといえるか。(児童扶養手当の遺棄と同じ考え方))	

別紙2

ケース	問題点		是 正 改 善 措 置 状 況	追加報告依頼事項	是正改善状況確認	是正改善措置状況(確認監査後)
番号	指摘内容 世帯の課題に応じた具体的な援助方針を策 定すること。	<u>指摘番号</u> 1	令和7年3月10日、本世帯の令和7年度援助方針の策定を行い、健康維持管理と継続した医療受診の指導、主)及び妻)は外来病状調査の結果にて就労可能との回答を得ているため、求職活動及び求職活動報告書の提出を促していくこととなった。	足加松口以极乎况	令和7年3月10日付けで援助方針が見直されていることを確認した。ただし、内容が具体的ではなく、再検討を助言。	ZZWABIEWWWIEW
	保有が容認されている自動車について、そ の使用目的及び維持費の捻出方法等を把握 の上、保有の認否を再検討すること。	3-7	5月21日、保有容認している自動車についての認否を ケース診断会議に諮り、その結果、保護開始から一年以上 経った現在も保護脱却の見込みが無いため処分指導してい くこととした。		分価値が低いから処分指導はしないと 容認していたケースにも関わらず、	り、その結果、保護開始から一年以上 経った現在も保護脱却の見込みが無い
	主の精神通院医療について、障害者総合支援法第58条の適用申請を検討すること。	5 - ウ	5月21日の来所時より定期通院を促しており、通院ができ次第医師の判断を仰ぎ、障害者総合支援法第58条の適用申請を検討する。		いる記録はなく、6月10日の記録で「5 月21日に通院を促した」と記録がある	5月21日の来所時より定期通院を促しており、通院ができ次第医師の判断を仰ぎ、障害者総合支援法第58条の適用申請を検討する。
	妻について、就労可能なため、収入申告書 を毎月徴取すること。	7-⊐	5月21日の来所時、妻)に対し、収入申告を必ずするよう促したが、未だ提出はない。今後も提出が無い場合は、 口頭指導を行うこととした。		妻が妊娠をしたことを受け、5月21日 に援助方針で就労不可としている。そ のため5月21日以降は毎月の提出は必 須ではないため、その旨「是正改善措 置状況」に追記するよう指示。	
	妻に対し、求職活動状況申告書を毎月提出 させ、面談等を通じてその状況の把握や必 要な助言指導を行うこと。		5月21日の来所時、妻)に対し、就職及び求職活動報告書を毎月提出するよう促したが、未だ提出はない。 今後も提出が無い場合は、口頭指導を行うこととした。		同上	
	主の就職見通しがなくなったことを踏まえ、適時に援助方針の見直しを行うこと。	1	令和7年2月21日、本世帯の令和7年度援助方針の見直 しを行い、病状調査の結果就労不可との判断をし、自立支 援医療及び精神障害者保健福祉手帳取得の支援及び精神科 専門医への受診を助言していくこととなった。		令和7年2月21日付けで「是正改善措置 状況」に記載のとおり援助方針が見直 されていることを確認した。	令和7年2月21日、本世帯の令和7年度援助方針の見直しを行い、病状調査の結果就労不可との判断をし、自立支援医療及び精神障害者保健福祉手帳取得の支援及び精神科専門医への受診を助言していくこととなった。
	主について、就労可能なため、収入申告書を毎月徴取すること。	7 -⊐		2月に就労不可と判断したのであれば、毎月の申告は不要ですが、どのように判断して口頭指導まで検討しているのでしょうか。		
	主に対し、求職活動状況申告書を毎月提出 させ、面談等を通じてその状況の把握や必 要な助言指導を行うこと。	10-テ	5月8日、令和7年2月、3月分が未提出だったため、 主)に対し求職活動報告書の提出をするように伝えたが、 未だ提出はない。今後も提出が無い場合は、口頭指導を行 うこととした。	2月に就労不可と判断したのであれば、求職活動状況申告書は不要ですが、どのように判断して口頭指導まで検討しているのでしょうか。	同上	

⁽注)「備考」欄は、是正改善措置により生じた保護費の変動状況及び停止、廃止について記入すること。 是正改善措置状況(確認監査後)の空欄となっている箇所について、是正改善状況確認欄の指示事項に基づき修正後の状況を記載すること。

別紙2

			=					
ケース	問題点	1614	是 正 改 善 指	量	 況	追加報告依頼事項	是正改善状況確認	是正改善措置状況(確認監査後)
番号	指摘 内容	指摘番号						
(高齢者等	多様なニーズを有するケース)							
			障害基礎年金の受給権は有してい	∖スポー会和 /Ⅰ	年 /1 日 Q	実際はいつ付けで障害者加算を削除し	は認定が誤っていた時点から削除し、 3箇月以上前の分は63返還を検討をす	障害基礎年金の受給権は有しているが、令和4年4月8日、主治医に意見を聞いたところ、主)の症状が障害基
			日、主治医に意見を聞いたところ 年金2級相当ではないことを確認	ら、主)の症状	が障害基礎	ずですが。	るの女がありたことを明白。	でである。 一般では では では では では では でいる では でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる
	主の障害者加算の誤認定を是正すること。	6 - ク	該当であると判断し、障害者加算 また、差額分の返還を検討するた したところやむを得ない事由があ	め、本世帯の	状況を確認			断し、障害者加算イを削除した。 また、差額分の返還を検討するため、 本世帯の状況を確認したところやむを
			第80条を適用し免除することと					得ない事由があると判断したことから 法第80条を適用し免除することとし
								7c.

別紙2

加和∠			【侧工川油仙争伤川】			
ケース 番 号	問 題 点 指 摘 内 容	指摘番号	是 正 改 善措 置 状 況	追加報告依頼事項	是正改善状況確認	是正改善措置状況(確認監査後)
(稼働年齢)	層の者のいるケース)					
	主の精神障害者保健福祉手帳の取得につい て検討すること。	5-≖	令和7年4月9日に主が来所したため口頭で確認を行った。手帳を取得することで保護費の加算があることや、障害福祉サービスを受けられる説明を行ったが、主より手帳取得は希望しないとの回答であった。今後も引き続き、手帳の取得について理解が得られるよう説明していく。		4月9日の記録に福祉手帳について説明を行った記載がなく、5月15日の記録で「4月9日に口頭確認を行った」とあるのみであった。本来は口頭確認を行った日の記録に記載すべきと助言。	令和7年4月9日に主が来所したため 口頭で確認を行った。手帳を取得する ことで保護費の加算があることや、障 害福祉サービスを受けられる説明を 行ったが、主より手帳取得は希望しな いとの回答であった。今後も引き続 き、手帳の取得について理解が得られ るよう説明していく。
	年に1回以上は援助方針の見直しを行うこと。	1	令和7年5月9日、令和7年度援助方針の見直しを行い、 主)は心気障害のため就労することが困難であり、稼働能力は無いと判断し、引き続き主治医の指示に従って通院するよう助言していくこととなった。		令和7年1月9日に援助方針の見直しが 行われていることを確認した。	令和7年5月9日、令和7年度援助方針の見直しを行い、主)は心気障害のため就労することが困難であり、稼働能力は無いと判断し、引き続き主治医の指示に従って通院するよう助言していくこととなった。
	主の次女及び三女について、その職業、収入等を主その他から聴取する等の方法により、扶養の可能性を調査すること。その結果、扶養義務履行が期待できると判断された場合で、直接照会することが適当な場合は、重点的扶養能力調査対象者として扶養能力調査を行うこと。	4	4月21日、主)宅訪問時に主)へ次女)及び三女)の状況を聞き取りを行った。 次女)とはメール等で連絡を取り合っているが、仕事はしておらず障害年金で生活をしているとのこと。また、三女)とは過去の確執から交流を拒否されており十年以上連絡はとっていないとの話があった。以上により、次女)、三女)については扶養義務の履行は期待できない者と判断し、扶養照会は行わないものと判断した。		令和7年5月9日の記録より、4月21日に主への聞き取りによる扶養の可能性調査が実施され、その結果扶養能力調査を行かないものと判断していることが確認できた。 4月21日の記録にも可能性調査を実施したことが記載されており、問題なし。	4月21日、主)宅訪問時に主)へ次 女)及び三女)の状況を聞き取りを 行った。 次女)とはメール等で連絡を取り合っ ているが、仕事はしておらず障害年金 で生活をしているとのこと。また、三 女)とは過去の確執から交流を拒否さ れており十年以上連絡はとっていない との話があった。以上により、次 女)、三女)については扶養義務の履 行は期待できない者と判断し、扶養照 会は行わないものと判断した。
	計画に沿った訪問調査を確実に実施し、生 活実態を把握の上、必要な指導援助を行う こと。	1 1	監査以降は、令和7年4月に計画していた訪問を計画通り 実施した。	指摘は「生活実態を把握の上、必要な 指導援助を行うこと」です。指導援助 内容を記載してください。	厚労省監査のあった2月以降、訪問計画通りに訪問ができていることを確認 したが、指導援助の記載がないため、 「是正改善措置状況」に追記するよう 指示。	

別紙2 【桐生市福祉事務所】

別			【			
ケース 番 号	問題 点 指摘 内容	指摘番号	是 正 改 善措 置 状 況	追加報告依頼事項	是正改善状況確認	是正改善措置状況(確認監査後)
	主の障害者加算の誤認定を是正すること。	6-ク	主)の納付要件を確認したところ、納付要件を満たしていないことが確認されたため、「精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の程度判定について(平成7年9月27日社援保第218号厚生省社会・援護局保護課長通知)」2障害年金の受給権を有する者以外の場合に基づき、加算認定を継続することとした。		担当者からのヒアリングにて桐生市の 年金担当課に照会し、納付要件の確認 を行ったことを確認した。記録には 「納付要件を満たしていないことを確 認した」との記載のみであったため、 どのように確認したかも記録するよう 助言した。	
	主について、局第4に基づき、年齢、資格、生活歴、職歴及び地域の求人状況等により、稼働能力の活用状況について評価し、増収指導の可否を検討すること。	9 - tz	令和7年5月8日、主治医の意見等を参考にケース診断会 議に諮った結果、増収が見込める就労先を新たに探すよう 指導を行うこととし、援助方針の見直しを行った。 5月23日、主)に対し、福祉事務所として検討をした結 果、増収が見込める就労先を新たに探すよう指導していく こととなった旨説明を行った。		是正改善措置状況に記載のとおり、 ケース診断会議を実施し、医師の意見 を参考に転職を検討するよう、指導し ていた。問題なし。	令和7年5月8日、主治医の意見等を参考にケース診断会議に諮った結果、増収が見込める就労先を新たに探すよう指導を行うこととし、援助方針の見直しを行った。 5月23日、主)に対し、福祉事務所として検討をした結果、増収が見込める就労先を新たに探すよう指導していくこととなった旨説明を行った。
	障害福祉サービスの利用状況を踏まえ、適 時に援助方針の見直しを行うこと。	1	令和7年3月18日、本世帯の令和7年度援助方針を以下のとおり見直した。 ・躁うつ病の治療については、自立支援医療を活用しながら医師の指示に従い療養専念するよう支援する。また、子宮頸がん術後経過を観察するため、医師の指示に従った通院を継続し、状態を確認するよう助言する。 ・障害サービスを利用し、安定した生活を送るよう助言する。		是正改善措置状況に記載のとおり、援 助方針を見直していた。問題なし。	令和7年3月18日、本世帯の令和7年度援助方針を以下のとおり見直した。 ・躁うつ病の治療については、自立支援医療を活用しながら医師の指示に従い療養専念するよう支援する。また、子宮頸がん術後経過を観察するため、医師の指示に従った通院を継続し、状態を確認するよう助言する。 ・障害サービスを利用し、安定した生活を送るよう助言する。
	世帯の課題に応じた具体的な援助方針を策定すること。	1	令和7年3月28日、本世帯の令和7年度援助方針を以下のとおり見直した。 ・長男)の健全育成及び学業に専念できる環境を整えるよう促す ・妹1)、妹2)、弟)、母)は定期的に受診している医療機関は無く、就労可能と判断しているため、体調に留意し、早期就労できるよう就労支援を行う・主)に対し、収入増に向けた支援をしていく		是正改善措置状況に記載のとおり、援助方針を見直しているが、具体的な就労支援を行えていない。	
	主、妹、弟、母について、就労可能なた め、収入申告書を毎月徴取すること。	7 - ⊐	4月21日、主)に架電し、主、妹、弟、母に対し、収入 申告書を必ず毎月提出するよう話をした。今後も提出が無 い場合は、口頭指導を行うこととした。		是正改善措置状況に記載のとおり、主に架電していたが、収入申告書の提出 を促した記録がなかった。また、一度 も提出がない状況である。5/27に 口頭指導を行った。(法に基づかない ケースワークの範囲内)	

⁽注)「備考」欄は、是正改善措置により生じた保護費の変動状況及び停止、廃止について記入すること。 是正改善措置状況(確認監査後)の空欄となっている箇所について、是正改善状況確認欄の指示事項に基づき修正後の状況を記載すること。

別紙2

問題点		是 正 改 善 措 置 状 湿	追加報告依頼事項	是正改善状況確認	是正改善措置状況(確認)
問題 点 指摘 内容 指摘 内容 世帯の課題に応じた具体的な援助方針を策 定すること。	指摘番号	是正改善措置状況 5月22日、令和7年度援助方針について、世帯員ごとに具体的な援助方針の見直しを以下のとおり行った。 ・主)は非定型精神病を患っているため、医師の指示に従い療養専念するよう促す。 ・父)は在宅酸素療法を行っているが、ADL低下に伴い施設入所等を検討するよう助言する。 ・母)は認知症を患っているため、病院職員等と連携し施設入所等を検討するよう助言する。	追加報告依頼事項	是正改善状況確認 是正改善措置状況に記載のとおり、援助方針を見直していた。問題なし。	是正改善措置状況(確認: 5月22日、令和7年度援助で、世帯員ごとに具体的がの見直しを以下のとおり行・主)は非定型精神病を患め、医師の指示に従い療養事う促す。・父)は在宅酸素療法を行っが、ADL低下に伴い施設入所するよう助言する。・母)は認知症を患っている
		5月22日、令和7年度援助方針について、具体的な援助 方針の見直しを以下のとおり行った。		是正改善措置状況に記載のとおり、援 助方針を見直していた。問題なし。	いて、具体的な援助方針の見 下のとおり行った。
世帯の課題に応じた具体的な援助方針を策定すること。	1	・主)に対し、医師の指示に従った療養に努めることができるよう支援する。 ・主)の身体状況に応じた介護サービスを利用できるよう支援する。 ・弟)に対し、就労に結びつく求職活動をするよう指導する。			・主)に対し、医師の指示に 養に努めることができるよう る。 ・主)の身体状況に応じた介 スを利用できるよう支援する ・弟)に対し、就労に結びつ 動をするよう指導する。
弟について、就労可能なため、収入申告書 を毎月徴取すること。	7-⊐	4月23日、訪問時弟)に対し、毎月収入申告書を提出するよう伝えたところ、5月13日に4月分まで提出された。		是正改善措置状況に記載のとおり、収 入申告書を毎月徴していた。問題な し。	4月23日、訪問時弟)に対収入申告書を提出するよう伝ろ、5月13日に4月分までた。
弟に対し、求職活動状況申告書を毎月提出させ、面談等を通じてその状況の把握や必要な助言指導を行うこと。		4月23日、訪問時弟)に対し、毎月求職活動報告書を提出するよう伝えたところ、5月13日に4月分まで提出された。その際、求職活動の内容についてインターネットでの検索や求人誌での職探しを行っていたため、ハローワーク等も活用するよう話し、不安であればCWが同行することも可能である旨を弟)に伝えた。		是正改善措置状況に記載のとおり、求職活動状況報告が提出されていたが、 日似同行の案内をしたのであれば、その内容をケース記録へ記載してください。	4月23日、訪問時弟)に対求職活動報告書を提出するよところ、5月13日に4月分された。その際、求職活動のいてインターネットでの検索での職探しを行っていたためワーク等も活用するよう話しあればCWが同行することもである旨を弟)に伝えた。
訪問基準に即した年間訪問計画を策定し、 計画に沿った訪問調査を実施し、生活実態 を把握の上、必要な指導援助を行うこと。		令和7年度については、訪問基準に即した年間訪問計画の 策定をしたうえで計画通りに訪問を実施した。	指摘は「生活実態を把握の上、必要な 指導援助を行うこと」です。 いつ訪問し、何を指導援助したのか記 載してください。	未改善、指導援助内容を記載するよう CWに修正指示を行った。	

別紙2

ケース 番 号	問題点 指摘内容	指摘番号	是 正 改善措置 状 況	追 加 報 告 依 頼 事 項	是正改善状況確認	是正改善措置状況(確認監査後)
田 ワ	世帯の課題に応じた具体的な援助方針を策定すること。	1	5月15日、令和7年度援助方針について、具体的な援助方針の見直しを以下のとおり行った。 ・主)は、定期的に受診している医療機関は無いため就労可能と判断し、早期就労に向けて求職活動の支援を行い、 求職活動報告書を毎月欠かさず提出するよう促していく。		援助方針をより具体的に記載された い。	
	主について、就労可能なため、収入申告書を毎月徴取すること。	7 - ⊐	5月9日、主)に架電し、未提出分の求職活動状況・収入申告書を提出するように伝えたところ、5月15日に当該書類について4月分まで提出された。今後は毎月提出するよう指導した。		是正改善措置状況に記載のとおり、収 入申告書を毎月徴していた。問題な し。	5月9日、主)に架電し、未提出分の 求職活動状況・収入申告書を提出する ように伝えたところ、5月15日に当 該書類について4月分まで提出され た。今後は毎月提出するよう指導し た。
	計画に沿った訪問調査を確実に実施し、生活実態を把握の上、必要な指導援助を行う こと。		監査以降は、令和7年4月に計画していた訪問を計画通り 実施した。		訪問は原則被保護者の居住地で行うため、来所や電話では訪問実績として計上できない。	
	生活実態を把握の上、保護の要否を検討す ること。	8	4月2日、ケース診断会議に諮り要否判定を行った結果、 就労収入増加によりR7.4.1付で保護廃止とした。		入状況を確認し、要否判定を行い、保護廃止としていた。問題なし。	判定を行った結果、就労収入増加によりR7.4.1付で保護廃止とした。
	主が退院し、作業所に通所し始めたことを 踏まえ、適時に援助方針の見直しを行うこ と。		5月22日、令和7年度援助方針について、援助方針の見直しを以下のとおり行った。 ・主)は残遺性精神性障害のため引き続き治療が必要な状態であることから、医師の指示に従い療養専念するよう促す。 ・就労継続支援B型作業所での就労については、体調に応じ無理のない範囲で行うよう助言する。		是正改善措置状況に記載のとおり、援助方針を見直していた。問題なし。	5月22日、令和7年度援助方針について、援助方針の見直しを以下のとおり行った。 ・主)は残遺性精神性障害のため引き続き治療が必要な状態であることから、医師の指示に従い療養専念するよう促す。 ・就労継続支援B型作業所での就労については、体調に応じ無理のない範囲で行うよう助言する。

別紙2

力] 和↓∠					E 11.7	単位 事 伤 り 】			
ケース 番 号	問題点 指摘内容	指摘番号	是 正	改善	善措 置	量 状 況	追加報告依頼事項	是正改善状況確認	是正改善措置状況(確認監査後)
(その他の	10 11 11	ланаш з							
	主が病識なく受診せず、長男がヤングケア ラー化しているという課題に応じた具体的 な援助方針を策定すること。	1	しを以下のとおり。 ・長男)が主)のが 世話をしている現 よる病状安定や障 担軽減を図る。	行った。 情神的な 伏から、 害福祉サ 三男)	フォローやご 主)に医療す ービスに繋り が勉学に励る	て、援助方針の見直 二男)及び三男)の 受診を促し、服薬に げる等、長男)の負 み規則正しい生活や		ている。	5月9日、令和7年度援助方針について、援助方針の見直しを以下のとおり行った。 ・長男)が主)の精神的なフォローや二男)及び三男)の世話をしている現状から、主)に医療受診を促し、服薬による病状安定や障害福祉サービスに繋げる等、長男)の負担軽減を図る。・長男)、次男)、三男)が勉学に励み規則正しい生活や健康管理ができるよう支援する。
	主に対し、児童扶養手当の申請を指導する こと。	5-≖	し、手続きするよ 談課より亡夫)の め、まずは児童扶	う指導し 遺族年金 養手当で 話があっ	た。その後、 が受給できる はなく遺族 ^な たため、年金	年金が受給できるか 金事務所で遺族年金		金の受給に向けた手続を進めている。(遺族年金が受給できる場合は、児扶手は受給できない可能性が高いため。)	4月24日、主)に対し児童扶養手当の申請について説明し、手続きするよう指導した。その後、主)及び子育で相談課より亡夫)の遺族年金が受給できる可能性があるため、まずは児童扶養手当ではなく遺族年金が受給できるかの相談をするよう話があったため、年金事務所で遺族年金受給のための手続き等の相談を行うこととなった。
	長男の生業扶助(高等学校等就学費等)に ついて、挙証資料を徴取の上、所要の措置 を講ずること。	6-ケ	R6.6月の時点で認	定漏れが	発覚したため	の基本額について、 め、R6.7月分の扶助 , それ以降、認定漏		是正改善措置状況に記載のとおり、R 6.7月に一時扶助として支給されて いることを確認した。問題なし。	R6.4月~R6.6月分の高等学校等就学費の基本額について、R6.6月の時点で認定漏れが発覚したため、R6.7月分の扶助費にて4,5,6,7月分をまとめて支給した。それ以降、認定漏れはない。
	訪問基準に即した年間訪問計画を策定し、 計画に沿った訪問調査を実施し、生活実態 を把握の上、必要な指導援助を行うこと。	1 1				問計画を策定し、現 問を計画通り実施し	指摘は「生活実態を把握の上、必要な 指導援助を行うこと」です。指導援助 内容を記載してください。	未改善、指導援助内容を記載するよう、CWに修正指示を行った。	

別紙3

ア 措置(指導)の状況

<u> </u>	担但	(指導)0	71人元																													
福		文 是 指 是 書 正 導 は 改 ・ は 夢 は で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で																	措置	指	1)	(再	招)									
伸				書	上	华	ᄽ						≰的Ⅰ	こ是.	正改					たに	内容						導	3	(+3			
祉				道	善善	指示	善済	· 援 変助 更方	変世	あ資っ産	変扶	他法他	也施策の	の活用	があっ	たもの	変最	しれる	病状:	把握に	より変	更した	o#-	就当	その	要	続	3	文書で指示	検診命令.		
					済	示	済	更方	しの	たの	しの	総合	福	社	そ	小	し生	もを	退院	療	医	入	小	を	他世	しな	中	合 計	で	お命		
事		区	分	指示数	のケ	事項件数	件数	えしたもの 付金	た認も定	8ったもの 発産の活用が	た認も定	総合支援法 5	祉各法	社会保険	の	小計	変更したもの最低生活費を	の再調	院	療養態	医療扶	入 院	小 計 e ~	開始	置	か	指導継続中のもの	計	指示	令	備	考
務				不粉		件	Â	も樹の立	のを	が	のを	法	各法	保险	他	a S	のを	査		度	助の	7	e (し ナ-	ح ل	った	もの		したも	したも		
127				奴	数数	数	,	07 11				8	冮	陕		ď				の 是 正	り助の廃止	· 入 所	h	就労を開始したもの	その他措置をしたもの	置を要しなかったもの	0)	2-4	ŧ	ŧ		
所						3=4	J					条										"		Ø)	の			3=4	の	の		
				1	2	3	1	Α																I	Ŭ)	3	4		\sqcup		
	显	+ 🗇 🛭	B		ケース	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件		
			関係ケーク th -	_																										$\vdash\vdash$		
		規開	始 ケーク		1																									igwdapprox		
			ニーズを有するケース	+																										igwdapprox		
)者のいるケース	+																										\bigsqcup	<u> </u>	
	そ	の他	の ケ ー 2	۲																										igsqcut	<u> </u>	
		小	計																												<u> </u>	
	暴	力団	関係ケーク	ζ																												
	新	規開	始ケーク	ζ																												
	高齢	当等多様な	ニーズを有するケース	Z.																												
	稼働	年齢層の)者のいるケース	۲																												
	そ	の他	の ケ ー 2	ζ																												
		小	計																													
	暴	力団関	関係ケーク	ζ																												
一合	新	規開	<u></u> 始 ケ ー ク	ζ .																												
"	_		 ニーズを有するケース	ζ.																												\neg
			つ者のいるケース	+	<u> </u>																											
計	_	の他	の ケ ー フ	_																												
	Ť	合		+																												
Ь		н	ні																									ш				

- (注) 1. 1ケースに2以上の指示・指導事項があり、そのうち1つの指示事項の是正改善に伴いその他の指示事項の是正改善が不要となったケースについては、 その他の指示事項については「措置を要しなかったもの」に計上すること。
 - 2. 「J」欄に計上する場合、その主な内容と件数を「備考」欄に記入すること。

イ 保護費の変動状況

	小以及り久均 ハル													
		文 書		保 讃	費	[C]	変動	が	あっ	た	もの		保 護 費 に	
	区 分	指導·指示	総	数	廃	止	停	止	扶助	費 減	扶助	費増	変動がない	指導援助中のケース数
		ケース数	ケース数	金 額	ケース数	金 額	ケース数	金 額	ケース数	金 額	ケース数	金 額	ケース数	
	暴力団関係ケース													
	新規開始ケース													
	高齢者等多様なニーズを有するケース													
	稼働年齢層の者のいるケース													
	その他のケース													
	小 計													
	暴力団関係ケース													
	新規開始ケース													
	高齢者等多様なニーズを有するケース													
	稼働年齢層の者のいるケース													
	その他のケース													
	小 計													
	暴力団関係ケース													
合	新規開始ケース													
	高齢者等多様なニーズを有するケース													
	稼働年齢層の者のいるケース													
計	その他のケース													
	숌 핡													

- (注) 1.「文書指導・指示ケース数」欄は、「保護費に変動があったもの」、「保護費に変動がない」及び「指導援助中」のケース数を合計した数を記入すること。
 - 2. 「金額」欄は1ヶ月当たりの保護費(医療費を含む)であること。
 - 3. 1ケースにつき2以上の指導・指示事項があり、その全部について措置を終わっていない場合は、ケースが廃止又は停止された場合を除き「指導援助中」とすること。
 - 4. 1ケースにつき2以上の指導・指示事項があり、「扶助費減」と「扶助費増」とがある場合のケース数は金額を相殺した後で多い額の欄で「扶助費減」又は「扶助費増」とするこ
 - 5. 1ケースにつき2以上の指導・指示事項がある場合、一部措置済で他が保護費の変動がないときは措置済として判断することとし、変動予定があるときは「指導援助中」とす
 - 6. 「保護費に変動があったもの」欄の「総数」の「金額」は、各欄の「金額」の合計で、相殺しないものとすること。